

第 8 章 障害福祉サービスの必要な見込量とその確保の方策

第 4 期計画における障害福祉サービスの必要な見込量は、市町村が策定した第 4 期市町村障害福祉計画との整合性を図り、市町村の見込量を基に算出しています。

市町村では、第 3 期市町村障害福祉計画の進捗状況を分析、評価し、第 4 期市町村障害福祉計画に向けた課題等を整理した上で、国が定めた基本指針や過去の実績、地域の実情等を踏まえて、見込量を算出しています。

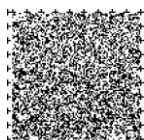
なお、この必要なサービス量の算出に当たっては、地域生活や一般就労への移行に関する数値目標（目標年度：平成 29 年度）を設定し、その上で、当該数値目標の達成を目指して、必要な障害福祉サービス等の量を見込んでいます。

1 必要なサービスの見込量と確保の方策

＜障害福祉サービス利用量の見込みの状況（全体）＞

単位：人／月

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問系サービス		3,438	3,661	3,876
日中活動系サービス		11,725	12,411	13,078
共同生活援助（グループホーム）		1,619	1,726	1,829
施設入所支援		2,221	2,184	2,148
合計		19,003	19,982	20,931
相談支援	計画相談支援	1,489	1,692	1,905
	地域相談支援（地域移行支援）	62	73	83
	地域相談支援（地域定着支援）	255	277	302



(1) 訪問系サービス

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）は、日常生活上の介護や支援が必要な人が居宅で生活していく上で重要なサービスです。

ア 現状と課題

居宅介護は新見市と新庄村を除く全県に、また、重度訪問介護は新庄村を除く全県に展開していますが、いずれも利用ニーズが高く、マンパワーの不足や対応能力の差が課題となっています。

同行援護は、視覚障害のある人の外出支援に大きな役割を果たすものであり、ニーズに対応できる体制の整備を図っていく必要があります。

行動援護は、高梁・新見サブ圏域と真庭サブ圏域には事業所がなく、利用ニーズも限られていますが、少ない利用ニーズに適切に対応できる体制を整備しておく必要があります。

重度障害者等包括支援は、全県的に利用実績が少なく、倉敷・井笠サブ圏域にあった県内唯一の事業所が平成26年5月末に廃止されており、適切に対応できる体制を整備しておく必要があります。

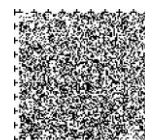
イ 今後の取組

ホームヘルパー等の計画的養成や資質の向上を図るとともに、介護保険事業者を含め、多様な事業者の参入を図る等、県内どこでも必要な訪問系サービスが利用できることを目指して、必要とされるサービス量が充足されるよう努めます。

また、行動援護、重度障害者等包括支援については、事業所の確保も視野に入れて、利用ニーズに適切に対応できる体制の整備を進めます。

＜訪問系サービスの見込量＞

区 分		平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		実利用者数 【人／月】	利用見込量 【時間／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【時間／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【時間／月】	
重同居度行宅障援護、者等重行動包括支護、再掲	備前圏域	1,681	39,645	1,825	42,777	1,967	45,901	
	備中圏域	1,491	23,569	1,560	24,535	1,625	25,398	
	美作圏域	266	4,092	276	4,234	284	4,335	
	合 計	3,438	67,306	3,661	71,546	3,876	75,634	
	再掲	倉敷・井笠圏域	1,434	22,853	1,496	23,762	1,553	24,562
		高梁・新見圏域	57	716	64	773	72	836
		津山・勝英圏域	210	3,350	217	3,450	221	3,501
真庭圏域		56	742	59	784	63	834	



① 居宅介護

ホームヘルパー等が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護、掃除・洗濯等の家事援助等を行うサービスです。

<居宅介護サービスの見込量>

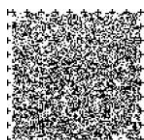
区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【時間／月 】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【時間／月 】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【時間／月 】	
備 前 圏 域	1,395	20,696	1,514	22,493	1,633	24,307	
備 中 圏 域	1,306	16,288	1,358	17,024	1,411	17,697	
美 作 圏 域	242	3,447	252	3,589	259	3,682	
合 計	2,943	40,431	3,124	43,106	3,303	45,686	
再 掲	倉敷・井笠圏域	1,250	15,819	1,295	16,498	1,340	17,108
	高梁・新見圏域	56	469	63	526	71	589
	津山・勝英圏域	193	2,761	200	2,861	204	2,912
	真庭圏域	49	686	52	728	55	770

② 重度訪問介護

ホームヘルパー等が居宅を訪問し、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護が必要とされる人に、入浴、排せつ、食事の介護や外出時における移動支援などを総合的に行うサービスです。

<重度訪問介護サービスの見込量>

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【時間／月 】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【時間／月 】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【時間／月 】	
備 前 圏 域	128	15,108	134	15,938	140	16,768	
備 中 圏 域	62	5,677	63	5,757	64	5,837	
美 作 圏 域	6	449	6	449	6	449	
合 計	196	21,234	203	22,144	210	23,054	
再 掲	倉敷・井笠圏域	61	5,430	62	5,510	63	5,590
	高梁・新見圏域	1	247	1	247	1	247
	津山・勝英圏域	6	449	6	449	6	449
	真庭圏域	0	0	0	0	0	0



③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む。）、移動の援護等の外出支援を行います。

<同行援護サービスの見込量>

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【時間／月 】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【時間／月 】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【時間／月 】	
備 前 圏 域	109	2,426	122	2,701	133	2,951	
備 中 圏 域	79	771	91	876	98	941	
美 作 圏 域	14	148	14	148	15	156	
合 計	202	3,345	227	3,725	246	4,048	
再 掲	倉敷・井笠圏域	79	771	91	876	98	941
	高梁・新見圏域	0	0	0	0	0	0
	津山・勝英圏域	8	100	8	100	8	100
	真庭圏域	6	48	6	48	7	56

④ 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害があり、常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパー等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護支援、外出支援を行うサービスです。

<行動援護サービスの見込量>

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【時間／月 】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【時間／月 】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【時間／月 】	
備 前 圏 域	48	1,411	54	1,641	60	1,871	
備 中 圏 域	41	479	45	524	49	569	
美 作 圏 域	3	43	3	43	3	43	
合 計	92	1,933	102	2,208	112	2,483	
再 掲	倉敷・井笠圏域	41	479	45	524	49	569
	高梁・新見圏域	0	0	0	0	0	0
	津山・勝英圏域	2	35	2	35	2	35
	真庭圏域	1	8	1	8	1	8

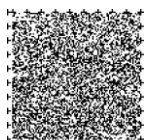


⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする障害があり、その介護の必要の程度が著しく高い人に対して、サービス等利用計画に基づき居宅介護等の複数のサービスを包括的に行うサービスです。

＜重度障害者等包括支援サービスの見込量＞

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
	実利用者数	利用見込量	実利用者数	利用見込量	実利用者数	利用見込量	
	【人／月】	【時間／月】	【人／月】	【時間／月】	【人／月】	【時間／月】	
備 前 圏 域	1	4	1	4	1	4	
備 中 圏 域	3	354	3	354	3	354	
美 作 圏 域	1	5	1	5	1	5	
合 計	5	363	5	363	5	363	
再 掲	倉敷・井笠圏域	3	354	3	354	3	354
	高梁・新見圏域	0	0	0	0	0	0
	津山・勝英圏域	1	5	1	5	1	5
	真庭圏域	0	0	0	0	0	0



(2) 日中活動系サービス

障害のある人の自立と社会参加の促進を図るためには、その人のニーズ等に応じて必要とする日中活動の場に係るサービス（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護、短期入所）が十分に受けられることが必要です。

ア 現状と課題

生活介護は、利用ニーズが高く、今後も利用者の増加が見込まれるため、事業所を確保することが課題です。

自立訓練（機能訓練）は、県内には指定事業所がなく、県外の事業所を利用せざるを得ない状況であることから、事業所の確保が課題です。

自立訓練（生活訓練）は、利用ニーズは高くないものの、事業所の数及び利用定員が不足しており、充実が必要です。

就労継続支援に係るサービスは、全ての圏域で利用ニーズが高く、事業所の確保も進んでいますが、就労移行支援は、事業所が減少傾向にあり、利用者の意向や障害の状況に応じて適切に就労移行及び職場定着の支援を行うとともに、就労継続支援（B型）の支給決定に当たってのアセスメントを担うことができる事業所の確保が必要です。

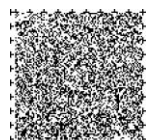
短期入所は、障害のある人を介護する人の一時的休息や疾病等不測時における一時預かりの機能を有するサービスであるため、医療的ケアを行う事業所を含め、必要ときに適切に対応できる体制を確保しておく必要があります。

療養介護は、利用対象者は少ないですが、現在、県内には県南の5事業者のみで、県北には事業者がないことから、全県域を対象としたサービスの提供が必要です。

イ 今後の取組

このようなサービスごとの課題に適切に対応するため、新規事業所の参入促進を図り、サブ圏域を含む障害保健福祉圏域5圏域（ただし、療養介護については全県域）を単位として、見込量に応じた事業所数の確保や利用のしやすさに配慮した配置に努め、医療的ケアを行う短期入所については、市町村と連携し補助事業も有効に活用しながら、地域バランスのとれたサービス環境の整備に取り組みます。

事業所の確保に当たっては、福祉人材センター等との連携を図り、適切なマンパワーの確保を促進し、障害のある人が、必要とする日中活動系サービスの提供を受けることができることを目指して、介護保険事業所の活用による基準該当サービスを含め、必要なサービス量が充足されるよう努めます。



① 生活介護

常時介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行うとともに、創造的又は生産活動の場の機会を提供します。

<生活介護サービスの見込量>

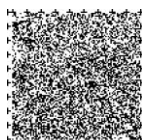
区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【人日／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【人日／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【人日／月】	
備 前 圏 域	1,727	34,972	1,838	37,242	1,951	39,516	
備 中 圏 域	1,589	29,864	1,634	30,732	1,678	31,607	
美 作 圏 域	667	13,316	681	13,588	692	13,823	
合 計	3,983	78,152	4,153	81,562	4,321	84,946	
再 掲	倉敷・井笠圏域	1,393	26,192	1,429	26,889	1,464	27,593
	高梁・新見圏域	196	3,672	205	3,843	214	4,014
	津山・勝英圏域	523	10,302	527	10,364	528	10,389
	真 庭 圏 域	144	3,014	154	3,224	164	3,434

② 自立訓練（機能訓練）

身体障害のある人が地域生活を営む上で、身体機能、生活能力の維持・向上のため、一定期間、身体機能のリハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練を行います。

<自立訓練（機能訓練）サービスの見込量>

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【人日／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【人日／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【人日／月】	
備 前 圏 域	8	152	8	152	10	195	
備 中 圏 域	5	90	5	90	5	90	
美 作 圏 域	11	227	11	227	11	227	
合 計	24	469	24	469	26	512	
再 掲	倉敷・井笠圏域	4	68	4	68	4	68
	高梁・新見圏域	1	22	1	22	1	22
	津山・勝英圏域	6	122	6	122	6	122
	真 庭 圏 域	5	105	5	105	5	105



③ 自立訓練（生活訓練）

知的障害のある人や精神障害のある人が地域生活を営む上で、生活能力の維持、向上等のため、一定期間、入浴、排せつ、食事等日常生活能力を向上するための訓練を行います。

＜自立訓練（生活訓練）サービスの見込量＞

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
	実利用者数	利用見込量	実利用者数	利用見込量	実利用者数	利用見込量	
	【人／月】	【人日／月】	【人／月】	【人日／月】	【人／月】	【人日／月】	
備 前 圏 域	97	1,842	103	1,959	109	2,066	
備 中 圏 域	60	1,218	63	1,302	67	1,416	
美 作 圏 域	23	518	26	580	30	664	
合 計	180	3,578	192	3,841	206	4,146	
再 掲	倉敷・井笠圏域	47	889	47	889	47	889
	高梁・新見圏域	13	329	16	413	20	527
	津山・勝英圏域	17	392	18	412	20	454
	真庭圏域	6	126	8	168	10	210

※宿泊型自立訓練を含む。

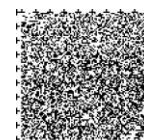
④ 就労移行支援

一般就労を希望する65歳未満の障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。

＜就労移行支援サービスの見込量＞

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
	実利用者数	利用見込量	実利用者数	利用見込量	実利用者数	利用見込量	
	【人／月】	【人日／月】	【人／月】	【人日／月】	【人／月】	【人日／月】	
備 前 圏 域	137	2,431	155	2,768	177	3,151	
備 中 圏 域	105	2,053	124	2,436	145	2,863	
美 作 圏 域	35	716	41	838	49	1,003	
合 計	277	5,200	320	6,042	371	7,017	
再 掲	倉敷・井笠圏域	91	1,760	110	2,143	131	2,570
	高梁・新見圏域	14	293	14	293	14	293
	津山・勝英圏域	19	380	22	439	26	520
	真庭圏域	16	336	19	399	23	483

※就労移行支援（養成施設）を含む。



⑤ 就労継続支援（A型）

事業所内において、継続的に就労することが可能な65歳未満の障害のある人に、雇用契約に基づく働く場を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、一般就労への移行に向けた支援も行います。

＜就労継続支援（A型）サービスの見込量＞

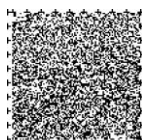
区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【人日／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【人日／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【人日／月】	
備 前 圏 域	1,410	28,366	1,539	30,939	1,669	33,526	
備 中 圏 域	948	18,735	1,005	19,919	1,055	20,940	
美 作 圏 域	158	3,314	167	3,503	174	3,645	
合 計	2,516	50,415	2,711	54,361	2,898	58,111	
再 掲	倉敷・井笠圏域	891	17,693	939	18,716	979	19,561
	高梁・新見圏域	57	1,042	66	1,203	76	1,379
	津山・勝英圏域	144	3,020	149	3,125	154	3,225
	真庭圏域	14	294	18	378	20	420

⑥ 就労継続支援（B型）

一般企業や就労継続支援事業（A型）での就労経験があつて、年齢や体力の面で就労が困難となった人や、就労移行支援事業を利用したが、一般企業等又は就労継続支援（A型）の雇用に結びつかなかった人などに雇用契約に基づかない働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

＜就労継続支援（B型）サービスの見込量＞

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【人日／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【人日／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【人日／月】	
備 前 圏 域	1,497	26,098	1,603	27,867	1,705	29,638	
備 中 圏 域	1,445	24,319	1,503	25,310	1,554	26,160	
美 作 圏 域	709	12,801	731	13,024	742	13,249	
合 計	3,651	63,218	3,837	66,201	4,001	69,047	
再 掲	倉敷・井笠圏域	1,322	22,133	1,371	22,964	1,412	23,647
	高梁・新見圏域	123	2,186	132	2,346	142	2,513
	津山・勝英圏域	587	10,236	605	10,375	612	10,516
	真庭圏域	122	2,565	126	2,649	130	2,733



⑦ 療養介護

医療及び常時介護を必要とする人に、医療機関において医学的管理の下に、食事、入浴等の介護及び日常生活上の相談支援等を行います。

<療養介護サービスの見込量>

区 分	平成27年度 【人／月】	平成28年度 【人／月】	平成29年度 【人／月】
全 県 域	466	469	470

⑧ 短期入所

居宅において、障害のある人の介護をする人が病気等の場合に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援等を行います。

<短期入所サービスの見込量>

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【人日／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【人日／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【人日／月】	
備 前 圏 域	285	1,535	323	1,768	367	2,013	
備 中 圏 域	264	1,179	289	1,269	315	1,356	
美 作 圏 域	79	464	93	524	103	564	
合 計	628	3,178	705	3,561	785	3,933	
再 掲	倉敷・井笠圏域	209	1,086	225	1,168	241	1,246
	高梁・新見圏域	55	93	64	101	74	110
	津山・勝英圏域	63	401	68	434	72	456
	真庭圏域	16	63	25	90	31	108

(3) 居住系サービス

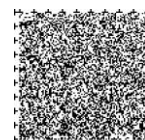
障害のある人が自立し、地域社会で生活していくためには、障害のある人本人の意向を尊重しつつ、生活の場が十分確保されていることが必要です。

特に、施設入所や入院から地域生活への円滑な移行を促進していくためには、グループホームなどの居住基盤の整備促進が必要です。

ア 現状と課題

共同生活援助は、障害のある人の地域移行が進むことに伴い、利用ニーズは更に高まると想定されることから、サブ圏域を含めた障害保健福祉圏域（5圏域）を単位として、グループホームの確保等が必要です。

施設入所支援は、真に支援を受ける必要のある（重度の）利用者に配慮しながら、入所定員を適正に維持していく必要があります。



イ 今後の取組

共同生活援助については、その運営への新規参入を進めるとともに、公営住宅の活用等も検討しながら、圏域内のいずれの地域においてもグループホームが利用できるよう、障害のある人の地域生活における居住基盤の整備を促進します。

また、グループホーム利用者を対象とした家賃助成制度や平成26年4月に導入されたサテライト型住居を有効に活用しながら、障害のある人の地域移行を進めていきます。

施設入所支援については、真に入所が必要な人の利用見込量に応じた入所定員の確保を図ります。

① 共同生活援助（グループホーム）

障害のある人が、地域において自立した日常生活を営むために共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助又は、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

＜共同生活援助サービスの見込量＞ 単位：人／月

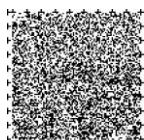
区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
備 前 圏 域	699	762	825	
備 中 圏 域	596	630	662	
美 作 圏 域	324	334	342	
合 計	1,619	1,726	1,829	
再 掲	倉敷・井笠圏域	499	526	551
	高梁・新見圏域	97	104	111
	津山・勝英圏域	250	256	260
	真庭圏域	74	78	82

② 施設入所支援

生活介護、自立訓練及び就労移行支援等のサービスを受ける人に日中活動とあわせて、入所施設において、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護を行います。

＜施設入所支援サービスの見込量＞ 単位：人／月

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
全 県 域	2,221	2,184	2,148



(4) 相談支援

サービス提供事業者等の連絡調整を適切に実施し、様々な種類のサービスを組み合わせ、計画的に利用できるよう支援する計画相談支援とともに、入所施設や精神科病院等に入所・入院している人の地域移行や地域定着に係る相談に応じる地域相談支援は、障害のある人が地域で安心して暮らすために不可欠なサービスです。

これらの相談支援サービスが効果的に提供できる体制を整備することが必要です。

ア 現状と課題

平成24年4月の支給決定プロセスの見直しにより、3年間の経過措置付きで、計画相談支援の対象が、原則として障害福祉サービス及び地域相談支援を申請した全ての人へと大幅に拡大されました。

これにより、計画相談支援は、経過措置期間終了後の平成27年4月以降は、障害福祉サービス及び地域相談支援の支給申請をした全ての人について必要となります。平成24年度から平成26年度までの3年間で、そのための体制整備を進めてきましたが、順調に体制整備が進んでいる市町村がある一方、相談支援事業所が不足する市町村や未設置の市町村があり、全体としては必要な水準に達していない状況です。

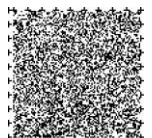
イ 今後の取組

相談支援従事者の計画的養成や資質の向上、サービス提供事業者との連携強化、指定相談支援事業者の確保等を推進し、必要なサービス量の充足に努めます。課題を抱える市町村には、相談支援アドバイザー等の派遣などにより、相談支援体制の充実を支援します。

また、障害福祉サービスを利用する人の地域生活が安定的なものとなるよう総合的な援助方針（例えば、将来的に一般就労を目指すなど）や解決すべき課題等を踏まえ、適切なサービス等利用計画が作成されるよう支援します。そのために、計画作成を行う相談支援従事者の指導者の養成に努めます。

① 計画相談支援

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する障害のある人を対象に、サービス利用支援（支給決定前のサービス等利用計画案の作成、支給決定時のサービス事業者等との調整及びサービス等利用計画の作成）及び継続サービス利用支援（支給決定後の利用状況の検証、サービス等利用計画の見直し（モニタリング）等）を行うサービスです。



＜計画相談支援サービスの見込量＞

単位：人／月

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
備	前 圏 域	585	763	940
備	中 圏 域	537	557	583
美	作 圏 域	367	372	382
合 計		1,489	1,692	1,905
再 掲	倉敷・井笠圏域	463	477	497
	高梁・新見圏域	74	80	86
	津山・勝英圏域	322	323	330
	真庭圏域	45	49	52

② 地域相談支援（地域移行支援）

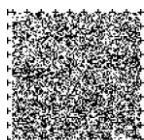
入所施設や精神科病院に入所・入院している障害のある人を対象に、初期段階（地域移行支援計画の作成、対象者への地域生活移行に向けた訪問相談等）、中期段階（社会見学・事業所体験等の同行支援、自宅・グループホーム等への体験宿泊、関係機関との調整等）、終期段階（住居の確保、生活物品の購入時等の同行支援等）と地域生活への移行に向けた段階的な支援を行います。

＜地域相談支援（地域移行支援）サービスの見込量＞ 単位：人／月

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
備	前 圏 域	26	34	42
備	中 圏 域	23	25	27
美	作 圏 域	13	14	14
合 計		62	73	83
再 掲	倉敷・井笠圏域	20	21	22
	高梁・新見圏域	3	4	5
	津山・勝英圏域	12	13	13
	真庭圏域	1	1	1

③ 地域相談支援（地域定着支援）

入所施設や精神科病院から退所・退院した障害のある人や家族との同居から一人暮らしに移行した障害のある人などを対象に、緊急の事態に対応して速やかに駆けつけられる常時の連絡体制を確保するとともに、緊急訪問・緊急対応等を実施します。



<地域相談支援（地域定着支援）サービスの見込量> 単位：人／月

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
備	前 圏 域	81	95	109
備	中 圏 域	159	167	176
美	作 圏 域	15	15	17
合 計		255	277	302
再 掲	倉敷・井笠圏域	152	158	165
	高梁・新見圏域	7	9	11
	津山・勝英圏域	14	14	16
	真庭圏域	1	1	1

2 指定障害者支援施設の必要入所定員総数等

特定障害福祉サービス（生活介護及び就労継続支援（B型））及び施設入所支援サービスについての必要なサービス量又は入所定員総数は、1の必要なサービス見込量を踏まえ、それぞれ次のとおりとします。

特にこれらのサービスについては、必要なサービス量の範囲内で、サービス基盤の整備を進めることとしますが、その取扱いについては、必要に応じた見直しなど、柔軟な対応を図っていきます。

これらのサービスは、障害者総合支援法第36条第5項及び第38条第2項の規定により、指定の申請があった場合において既に必要なサービス量に達しているとき等には、指定をしないことができることとされています。

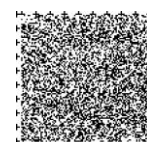
（1）特定障害福祉サービス

障害者総合支援法第36条第5項の規定に定める年度ごとの特定障害福祉サービスの区分ごとの必要な量は、1のサービスの見込量を踏まえ、次のとおりとします。

① 生活介護

単位：人

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
備	前 圏 域	1,727	1,838	1,951
備	中 圏 域	1,589	1,634	1,678
美	作 圏 域	667	681	692
合 計		3,983	4,153	4,321
再 掲	倉敷・井笠圏域	1,393	1,429	1,464
	高梁・新見圏域	196	205	214
	津山・勝英圏域	523	527	528
	真庭圏域	144	154	164



② 就労継続支援（B型）

単位：人

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
備	前 圏 域	1,497	1,603	1,705
備	中 圏 域	1,445	1,503	1,554
美	作 圏 域	709	731	742
合 計		3,651	3,837	4,001
再 掲	倉敷・井笠圏域	1,322	1,371	1,412
	高梁・新見圏域	123	132	142
	津山・勝英圏域	587	605	612
	真庭圏域	122	126	130

※この数値は1のサービスの見込量を踏まえ、定員換算したものです。

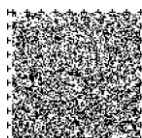
（2）必要入所定員総数

障害者総合支援法第38条第2項の規定による各年度の指定障害者支援施設の入所定員総数（全県域）は、第3期計画の平成26年度における必要入所定員総数及び1のサービスの見込量を踏まえ、次のとおりとします。

単位：人

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
全 県 域	2,320	2,282	2,244

※上記定員総数の算定に当たっては、施設運営上必要な空床率等を勘案し、サービスの見込み量に1.045を乗じて、上記のとおり積算しました。



3 圏域ごとの障害福祉サービスの見通し及び基盤整備の方策

障害のある人の地域生活や一般就労への移行を、県内全ての地域で効果的に促進するためには、地域における障害福祉サービスの利用状況や地域の実情を踏まえ、地域ごとに必要な障害福祉サービスの基盤整備を促進していくことが必要です。

このため、障害保健福祉圏域（サブ圏域を含めた5圏域）を単位として、市町村の実施状況を踏まえ、それぞれの圏域における障害福祉サービスの種類及び量の見通しを明らかにしました。

（1）備前圏域

ア 現状

備前圏域は、県南東部の5市2町で構成され、圏域の人口は917,747人（平成26年4月1日現在）です。このうち、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は50,875人で、圏域の総人口の5.5%となっています。

この圏域には、重度障害者等包括支援以外の障害福祉サービス提供事業所がありますが、全事業所の7割以上の事業所が岡山市にあります。

イ 課題

（ア）地域生活への移行の観点

共同生活援助の利用ニーズは高いものの、地域生活への移行を促進するための整備が充分とは言えないため、グループホームの整備を一層促進する必要があります。

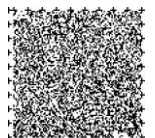
（イ）一般就労への移行の観点

就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）が高い伸びを示しており、雇用情勢の厳しい状況等が続いているため、福祉的就労が増えていますが、障害のある人の勤労意欲の向上や就労機会の提供に向けた取組が必要です。

（ウ）相談支援体制の充実の観点

相談支援制度の拡充に伴う対象者増に対応するため、相談支援体制を充実させるとともに、障害種別に応じて適切に対応できる資質の確保や、事業者と障害福祉サービス事業者との連携の仕組みづくりが必要です。

また、市町村が設置している地域自立支援協議会等を活用して、関係者間のネットワーク化を図り、相談支援体制を一層強化していく必要があります。



ウ サービスの見込量等

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【時間／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【時間／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【時間／月】
訪問系サービス	1,681	39,645	1,825	42,777	1,967	45,901
日中活動系サービス	【人日／月】		【人日／月】		【人日／月】	
生活介護	1,727	34,972	1,838	37,242	1,951	39,516
自立訓練(機能訓練)	8	152	8	152	10	195
自立訓練(生活訓練)	97	1,842	103	1,959	109	2,066
就労移行支援	137	2,431	155	2,768	177	3,151
就労継続支援(A型)	1,410	28,366	1,539	30,939	1,669	33,526
就労継続支援(B型)	1,497	26,098	1,603	27,867	1,705	29,638
療養介護	217	—	217	—	217	—
短期入所	285	1,535	323	1,768	367	2,013
居住系サービス(GH)	699	—	762	—	825	—
施設入所支援	862	—	849	—	835	—
相談支援						
計画相談支援	585	—	763	—	940	—
地域移行支援	26	—	34	—	42	—
地域定着支援	81	—	95	—	109	—

エ 必要な取組

(ア) 地域生活の支援の充実

障害のある人の特性に応じたホームヘルパーの確保や訪問系サービスの充実を促進します。

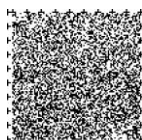
居住の場を確保するため、グループホームの整備を促進するとともに、公営住宅等の既存施設の活用等について関係機関と連携を図りながら進めます。

(イ) 一般就労の支援の充実

就労移行支援事業所の確保に努めるとともに、ハローワーク等関係機関との連携を一層強化し、就労促進、職場定着への支援の充実を図ります。

(ウ) 相談支援体制の充実

事業者が障害種別やその特性に応じて必要な情報の提供や助言等が適切に行えるよう、相談支援専門員の資質の向上を進めるとともに、市町村が設置している地域自立支援協議会等を活用して、障害福祉サービス提供事業者の連携強化、関係者間のネットワークの強化を図り、相談支援体制を一層強化します。



(2) 備中圏域

①倉敷・井笠サブ圏域

ア 現状

倉敷・井笠サブ圏域は、県南西部の5市3町で構成され、圏域の人口は、710,759人（平成26年4月1日現在）です。このうち、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は35,814人で、圏域人口の5.0%となっています。

この圏域には、重度障害者等包括支援以外の障害福祉サービス提供事業所がありますが、その6割以上が倉敷市にあります。

イ 課題

(ア) 地域生活への移行の観点

訪問系、日中活動系ともに事業所は増加していますが、圏域内における地域偏在が生じており、地域性等を考慮した事業所の適正配置が必要となっています。

グループホームは、現在の定員では利用見込量に対して不足するため、整備が必要です。

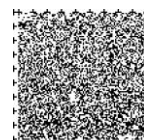
(イ) 一般就労への移行の観点

雇用情勢の厳しい状況が続いているため、障害のある人の就労機会を広げる取組が必要です。

(ウ) 相談支援体制の充実の観点

地域生活の移行を推進する上でも身近な相談場所の確保が必要であり、地域自立支援協議会の活用、地域活動支援センターの確保が必要です。

障害福祉サービスを必要としている障害のある人に対し、障害福祉サービス等について周知を図る必要があります。



ウ サービスの見込量等

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【時間／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【時間／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【時間／月】
訪問系サービス	1,434	22,853	1,496	23,762	1,553	24,562
日中活動系サービス	【人日／月】		【人日／月】		【人日／月】	
生活介護	1,393	26,192	1,429	26,889	1,464	27,593
自立訓練(機能訓練)	4	68	4	68	4	68
自立訓練(生活訓練)	47	889	47	889	47	889
就労移行支援	90	1,760	109	2,143	130	2,570
就労継続支援(A型)	891	17,693	939	18,716	979	19,561
就労継続支援(B型)	1,322	22,133	1,371	22,964	1,412	23,647
療養介護	157	—	158	—	159	—
短期入所	209	1,086	225	1,168	241	1,246
居住系サービス(GH)	499	—	526	—	551	—
施設入所支援	775	—	758	—	744	—
相談支援						
計画相談支援	463	—	477	—	497	—
地域移行支援	20	—	21	—	22	—
地域定着支援	152	—	158	—	165	—

エ 必要な取組

(ア) 地域生活の支援の充実

障害のある人の特性に応じたホームヘルパーの確保や訪問系サービス提供事業所の適正配置を含めたサービスの提供体制の充実を促進します。

居住の場を確保するため、グループホームの整備を促進するとともに、公営住宅等の既存施設の活用等について関係機関と連携を図りながら進めます。

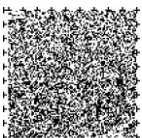
(イ) 一般就労の支援の充実

就労移行支援事業所の確保に努めるとともに、障害者就業・生活支援センター、企業、地域自立支援協議会など関係機関との連携を深めて、職場開拓、就労促進、職場定着への支援の充実を図ります。

(ウ) 相談支援体制の充実

事業者が障害種別やその特性に応じて必要な情報の提供や助言等が適切に行えるよう、相談支援専門員の資質の向上を進めるとともに、地域自立支援協議会、地域活動支援センター等を活用して、事業者相互の連携強化、関係者間のネットワーク化を図り、身近な相談場所の確保など相談支援体制を一層強化します。

相談支援や障害者週間の場や広報媒体等を活用し、障害のある人自身に対する障害福祉サービスの周知を一層図ります。



②高梁・新見サブ圏域

ア 現状

高梁・新見サブ圏域は、県西北部の2市で構成され、圏域の人口は、65,035人（平成26年4月1日現在）です。このうち、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は4,977人で、圏域人口の7.7%となっています。

また、障害のある人の高齢化が進展しています。

この圏域には、居宅介護、重度訪問介護、生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A・B型）、短期入所、共同生活援助、施設入所支援、相談支援についてのサービス提供事業所があります。

イ 課題

（ア）地域生活への移行の観点

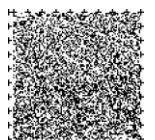
訪問系サービス等の充実とともに、地域の特性に応じた移動手段等の確保が必要です。

（イ）一般就労への移行の観点

雇用情勢の厳しい状況が続いているため、障害のある人の就労機会を広げる取組が必要です。

（ウ）相談支援体制の充実の観点

地域自立支援協議会の活用とともに、相談支援事業者、市等の関係機関が連携した取組を一層推進する必要があります。



ウ サービスの見込量等

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【時間／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【時間／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【時間／月】
訪問系サービス	57	716	64	773	72	836
日中活動系サービス	【人日／月】		【人日／月】		【人日／月】	
生活介護	196	3,672	205	3,843	214	4,014
自立訓練(機能訓練)	1	22	1	22	1	22
自立訓練(生活訓練)	13	329	16	413	20	527
就労移行支援	14	293	14	293	14	293
就労継続支援(A型)	57	1,042	66	1,203	76	1,379
就労継続支援(B型)	123	2,186	132	2,346	142	2,513
療養介護	20	—	20	—	20	—
短期入所	55	93	64	101	74	110
居住系サービス(GH)	97	—	104	—	111	—
施設入所支援	142	—	139	—	136	—
相談支援						
計画相談支援	74	—	80	—	86	—
地域移行支援	3	—	4	—	5	—
地域定着支援	7	—	9	—	11	—

エ 必要な取組

(ア) 地域生活の支援の充実

障害のある人の高齢化が進んでいる地域性に留意して、居宅介護や行動援護等の訪問系サービスの提供体制の充実を促進します。

居住の場を確保するため、グループホームの整備を促進するとともに、公営住宅等の既存施設の活用等について関係機関と連携を図りながら進めます。

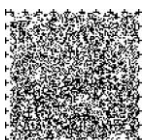
(イ) 一般就労の支援の充実

就労移行支援事業所の確保に努めるとともに、地域自立支援協議会のネットワークを活用した職場開拓、就労促進、職場定着の促進を図ります。

(ウ) 相談支援体制の充実

事業者が障害種別やその特性に応じて必要な情報の提供や助言等が適切に行えるよう、相談支援専門員の資質の向上を進めるとともに、地域自立支援協議会を活用して、自治体、相談支援事業者等の関係機関が連携した取組を一層推進します。

相談支援や障害者週間の場や広報媒体等を活用し、障害のある人自身に対する障害福祉サービス等の周知を一層図ります。



(3) 美作圏域

①津山・勝英サブ圏域

ア 現状

津山・勝英サブ圏域は、県北東部の2市5町1村で構成され、圏域の人口は、183,748人（平成26年4月1日現在）です。このうち、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は12,300人で、圏域人口の6.7%を占めています。また、障害のある人の高齢化が進展しています。

この圏域には、重度障害者等包括支援、就労移行支援、療養介護以外の障害福祉サービス提供事業所がありますが、これらの全事業所の約6割の事業所が津山市にあります。

イ 課題

(ア) 地域生活への移行の観点

グループホームは現在の定員では利用見込量に対して不足するため、整備が必要です。

訪問系サービス事業者におけるヘルパーの確保や障害種別等に応じて適切に対応できる資質の確保が必要です。

(イ) 一般就労への移行の観点

就労移行支援事業所がなく、一般就労移行の促進の観点から、その確保を図る必要があります。

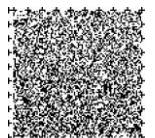
障害者就業・生活支援センター、ハローワークとの連携に取り組んでいく必要があります。

(ウ) 相談支援体制の充実の観点

より専門性を高めるなど、事業者の資質の向上を図る必要があります。

地域自立支援協議会において、引き続き地域の困難ケースについて取り上げて検討する必要があります。

圏域内の事業状況について、サービスを必要とする障害のある人への周知を一層図る必要があります。



ウ サービスの見込量等

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【時間／月 】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【時間／月 】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【時間／月 】
訪問系サービス	210	3,350	217	3,450	221	3,501
日中活動系サービス	【人日／月】		【人日／月】		【人日／月】	
生活介護	523	10,302	527	10,364	528	10,389
自立訓練(機能訓練)	6	122	6	122	6	122
自立訓練(生活訓練)	17	392	18	412	20	454
就労移行支援	19	380	22	439	26	520
就労継続支援(A型)	144	3,020	149	3,125	154	3,225
就労継続支援(B型)	587	10,236	605	10,375	612	10,516
療養介護	57	—	58	—	58	—
短期入所	63	401	68	434	72	456
居住系サービス(GH)	250	—	256	—	260	—
施設入所支援	340	—	337	—	334	—
相談支援						
計画相談支援	322	—	323	—	330	—
地域移行支援	12	—	13	—	13	—
地域定着支援	14	—	14	—	16	—

エ 必要な取組

(ア) 地域生活の支援の充実

障害のある人の高齢化が進んでいる地域性に留意して、居宅介護や行動援護等の訪問系サービスや重度の障害のある人を介護している家族のレスパイトの視点から短期入所サービス提供体制の充実を促進します。

居住の場を確保するため、グループホームの整備を促進するとともに、公営住宅等の既存施設の活用等について関係機関と連携を図りながら進めます。

(イ) 一般就労の支援の充実

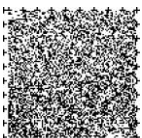
事業者の新規参入等による就労移行支援事業所及び就労継続支援(A型)事業所の確保に努めます。

障害者就業・生活支援センター、ハローワークとの連携や、地域自立支援協議会のネットワークを活用し、職場開拓、就労促進、職場定着の促進を図ります。

(ウ) 相談支援体制の充実

事業者が障害種別やその特性に応じて必要な情報の提供や助言等が適切に行えるよう、相談支援事業者等の関係機関が連携した取組を一層推進します。

相談支援や障害者週間の場合や広報媒体等を活用し、障害のある人自身に対する障害福祉サービス等の周知を一層図ります。



②真庭サブ圏域

ア 現状

真庭サブ圏域は県北部の1市1村で構成され、圏域の人口は47,610人（平成26年4月1日現在）で、このうち身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は3,287人で、圏域人口の6.9%を占めています。また、障害のある人の高齢化が課題となっています。

この圏域には、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、生活介護、就労移行支援、就労継続支援（A・B型）、短期入所、共同生活援助、施設入所支援、相談支援の障害福祉サービス提供事業所が、いずれも真庭市にあります。

イ 課題

（ア）地域生活への移行の観点

訪問系サービス事業者におけるヘルパーの確保や障害種別等に応じて適切に対応できる資質の確保が必要です。

（イ）一般就労への移行の観点

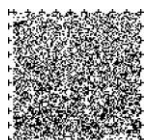
地域自立支援協議会を通じて、企業等へ障害のある人の雇用に対する普及啓発を図っていく必要があります。

また、通勤手段として公共交通等の確保を図る必要があります。

（ウ）相談支援体制の充実の観点

より専門性を高めるなど、事業者の資質の向上を図る必要があります。

圏域内の事業の状況について、サービスを必要とする障害のある人への周知を一層図る必要があります。地域自立支援協議会の活動において関係機関の連携を一層深める必要があります。



ウ サービスの見込量等

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【時間／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【時間／月】	実利用者数 【人／月】	利用見込量 【時間／月】
訪問系サービス	56	742	59	784	63	834
日中活動系サービス	【人日／月】		【人日／月】		【人日／月】	
生活介護	144	3,014	154	3,224	164	3,434
自立訓練（機能訓練）	5	105	5	105	5	105
自立訓練（生活訓練）	6	126	8	168	10	210
就労移行支援	16	336	19	399	23	483
就労継続支援（A型）	14	294	18	378	20	420
就労継続支援（B型）	122	2,565	126	2,649	130	2,733
療養介護	15	—	16	—	16	—
短期入所	16	63	25	90	31	108
居住系サービス（GH）	74	—	78	—	82	—
施設入所支援	102	—	101	—	99	—
相談支援						
計画相談支援	45	—	49	—	52	—
地域移行支援	1	—	1	—	1	—
地域定着支援	1	—	1	—	1	—

エ 必要な取組

（ア）地域生活の支援の充実

障害のある人の高齢化が進んでいる地域性に留意して、真庭市を中心とした居宅介護等の訪問系サービスのヘルパーの確保や資質の向上のほか、重度の障害のある人を介護している家族のレスパイトの視点から短期入所サービスの提供体制の充実を促進します。

居住の場を確保するため、グループホームの整備を促進するとともに、公営住宅等の既存施設の活用等について関係機関と連携を図りながら進めます。

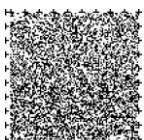
（イ）一般就労の支援の充実

就労移行支援事業所の充実及び就労継続支援（A型）事業所の確保に努めるとともに、地域自立支援協議会を中心に企業等への働きかけを通じた職場開拓等を促進します。

（ウ）相談支援体制の充実

事業者が障害種別やその特性に応じて必要な情報の提供や助言等が適切に行えるよう、相談支援専門員等の関係機関が連携した取組を一層推進します。

相談支援や障害者週間の場や広報媒体等を活用し、障害のある人自身に対する障害福祉サービス等の周知を一層図ります。



4 精神障害のある人の地域生活への移行の促進

医療従事者、福祉関係者、当事者団体関係者、行政関係者等で構成される精神障害者地域移行推進検討委員会を設置し、効果的な地域移行支援体制の構築に向けた検討を行うとともに、地域体制整備コーディネーターを中心として、精神科病院や地域援助事業者、ピアサポーター等との連携の強化、退院環境の整備等を推進します。

また、精神障害者アウトリーチ（訪問支援）事業により、治療継続が困難な精神障害のある人を対象に、必要な支援を適切に提供するため、医療と保健福祉等の多職種のスタッフから構成されるアウトリーチチームによる包括的な支援を推進します。

さらに、地域相談支援（地域移行支援及び地域定着支援）のサービス提供等を通じて、入院中の精神障害のある人の地域移行、地域定着を推進していきます。

